

守ろうね！自転車に乗るときのルール

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外*



●自転車は『(軽)車両』です。車道を通行しましょう。

※ 自転車及び歩行者専用の標識がある歩道は、自転車で通行することができます。

2 車道は左側を通行



●車道の左端を通行し、右後ろからくる車にも注意しましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



●歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



○夜間はライトを点灯



●ライトのほか、自転車の側面に反射材をつけましょう。

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



●交差点では必ず一時停止をし、車両の有無や動きをしっかりと確認しましょう。

5 子どもはヘルメットを着用



●子どもが自転車に乗るときや、子どもを補助し同等に同乗させるときは、安全確保のために保護者が積極的にヘルメットを着用させましょう。

神奈川県警察

都筑区 市営地下鉄駅周辺は、自転車・バイク放置禁止

駅前や路上の自転車・バイクの放置が増え、大勢の人が迷惑しています。短い時間でも、駐輪場にとめましょう。



道路などの公共の場所での駐車 放置駐車(駐輪)が引き起こす問題

- 点字誘導ブロックの上
- 消火栓の前や上
- 歩道や遊歩道の上
- ごみの集積場所



- バリアフリー空間の不足や歩行者の通行障害(車イスやベビーカーなど)
- 救急・消防活動への妨げ
- 交通事故の危険・盗難の誘発
- 美観の低下

「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」



放置自転車・放置バイクのクリーン化とマナー向上にご理解・ご協力をお願いします。

都筑区の市営駐輪場に関する情報は、市のウェブサイトに掲載しています。

横浜市 都筑区 駐輪場

検索 または



または

横浜市 駐輪 利用案内

検索

都筑区交通安全対策協議会

ここが、あなたの街の「自転車等放置禁止区域」です。
 禁止区域は、主に写真AやBの看板、写真Cの路面シールで示されていますので、ご確認願います。



A



B



C

- ・放置禁止区域内に放置された自転車等は、横浜市の条例〔横浜市自転車等の放置防止に関する条例〕にもとづき、センター南の保管場所に移動します。
- ・放置禁止区域外の道路に置かれた自転車等は、7日間以上放置されている場合には移動します。

- ・移動後は、指定の保管場所で2か月間保管します。
保管期間を過ぎたものは、処分します。
- ・保管された自転車等を引き取る場合は、本人確認できるもの（学生証や運転免許証等）を持参し、次の手数料の納付が必要です。
 〈手数料〉 自転車：1,500円 バイク：3,000円

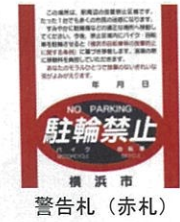
※「放置」とは、駐車（駐輪）を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、利用者が自転車等から離れているため直ちに移動できない状態です。

Q 1 「自転車等放置禁止区域」で、どの辺りに放置自転車が多いですか？

A. 広場や店舗周辺の歩道が特に多いです。近くに駐車場（駐輪場）がありますので、そちらを利用してください。

Q 2 自転車を放置していた場合、どうなりますか？

A. 監視員の巡回時に発見した時には、「警告札（赤札）」を自転車に貼付しますので、すみやかに適正な場所へ移動してください。また、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、保管場所へ移動する場合があります。



Q 3 短時間であれば、禁止区域に駐車（駐輪）してもよいですか？

A. 時間の問題ではありません。公道（歩道）には自転車を放置することはできません。駐車（駐輪）すると、バリアフリー空間の不足や歩行者の通行障害、救急・消防活動への障害、転倒による交通事故の危険、美観の低下等の問題が生じますので、ご理解願います。

Q 4 移動は、月に何回ぐらい行うのですか？

A. 移動計画のもと、不定期に実施しています。放置自転車が多い場所は、特に回数を多く行っています。

その他、放置自転車等の移動、保管・返還に関する質問等については、次のサイトでご確認願います。

横浜市 駐輪 質問

検索 または

